

一部事務組合下北医療センター議会第22回臨時会会議録

議事日程

平成24年12月21日（金曜日）午後2時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案一括上程、提案理由の説明

第4 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第13号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについて

（2）議案第14号 平成24年度一部事務組合下北医療センター補正予算

第5 緊急質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	川下	八十美	9番	宮野	昭一
2番	目時	睦男	10番	岩泉	盛利
3番	佐賀	英生	11番	吉田	光男
4番	濱田	栄子	12番	川村	隆之
5番	浅利	竹二郎	13番	八戸	義之
6番	大瀧	次男	14番	金森	一規
7番	鎌田	ちよ子	15番	竹内	典和
8番	岡崎	健吾	16番	宮川	尚

欠席議員（なし）

出席説明員

管理者	宮下	順一郎	むつ総合病院 医事課長	田中	宏司
代表副管理者	金澤	満春	国民健康保険 大間病院事務長	佐藤	信彦
副管理者	飯田	浩一	国民健康保険 川内診療所事務長	橋本	敬司
副管理者	太田	健一	国民健康保険 協野沢診療所長	山本	信哉
東通村副村長	林	春美	国民健康保険 風間浦診療所長	坂本	淳夫
むつ総合病院 事務局長	佐藤	重美	東通地区診療 所事務長	成田	孝志
事業本部事務 局長	鴨澤	信幸	佐井地区診療 所事務長	中村	正和
事業本部署 事務局長	飛内	導明	監査委員 局長	星	久南
事業本部署 事務局長	藤原	昭厚	監査委員 局長	柳	谷昌人
むつ総合病院 事務局長	光野	義厚			
むつ総合病院 事務局長	吉田	真			

出席事務局職員

事業本部署 事務局長	松山	勝	事業本部署 事務局長	柳田	雄規
事業本部署 事務局長	工藤	大介	事業本部署 事務局長	高橋	征志
事業本部署 事務局長	高田	耕次			

◎開会及び開議の宣告

午後 2時00分 開会・開議

○議長（鎌田ちよ子） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第22回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田ちよ子） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、6番大瀧次男議員及び16番宮川尚議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第3 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第13号及び議案第14号を一括上程いたしま

す。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました2議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第13号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は本年12月23日をもって任期が満了となります。小川照久氏の後任として阿部昇氏を選任いたしたく、提案するものであります。このたびの任期をもちまして勇退されます小川氏は、就任以来、4年間にわたり代表監査委員として当組合の発展にご尽力されました。ここに小川氏の功績をたたえとともに、心から感謝の意を表するものであります。

次に、議案第14号 平成24年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算の主な内容は、むつ総合病院では収益的収支において県の補助事業の採択に伴い県補助金を追加し、それに伴う費用を計上しておりますほか、決算見込みにより給与費を減額し、薬品費、診療材料費、燃料費等を増額しております。

また、資本的収支においては、看護師等修学資金貸与者の増に伴い、長期貸付金を増額しております。

そのほか、暦年で刊行されている外国医学雑誌購入のために債務負担行為を設定しておりますほか、企業債において医療機器整備事業を減額し、研修医宿舎整備事業を増額しております。

風間浦診療所では、収益的収入において、早期に資金不足の解消を図るため、市町村補助金を増額しております。

これにより補正後の収益的収支の予定額は、収入が126億8,974万8,000円、支出が118億4,885万

円となり、また補正後の資本的支出の予定額は32億4,869万円となります。

以上をもちまして、上程されました2議案について、その大要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御同意及び御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田ちよ子） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時10分

○議長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 資料について、誤謬訂正がありまして、大変申しわけありませんでした。休憩中に改めて配付させていただきました。大変ご迷惑をおかけいたしました、申しわけありませんでした。よろしくお願いします。

◎日程第4 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第4 議案審議を行います。

◇議案第13号

○議長（鎌田ちよ子） まず、議案第13号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたしま

す。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり同意されました。

◇議案第14号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第14号 平成24年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（鎌田ちよ子） 次に、川下八十美議員から流行しているノロウイルスについて、緊急質問の通告がありました。

お諮りいたします。川下八十美議員から申し出がありました流行しているノロウイルスについて

の緊急質問につきまして、これに同意の上、日程に追加し、発言を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、川下八十美議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、発言を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時13分

○議長(鎌田ちよ子) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 緊急質問

○議長(鎌田ちよ子) 次は、日程第5 緊急質問を行います。

川下八十美議員の発言を許可します。1番川下八十美議員。

(1番 川下八十美議員登壇)

○1番(川下八十美) 一部事務組合下北医療センター議会第22回臨時会におきまして、私は昨日の午前11時55分に鎌田議長宛てに緊急質問の通告をいたしましたところ、本日八戸議運委員長を中心に議会運営委員会においてこの緊急質問を本日の本会議の3番目の協議事項として追加、ご承認をいただき、ただいま本会議において正式に追加をさせていただきましたことを鎌田議長をはじめ、議員各位に心から御礼を申し上げる次第であります。

加えて、宮下管理者をはじめ、佐藤院長先生、理事者におかれましては、緊急質問ということではございますが、私は今の安倍内閣の政局に限

らず、むつ下北地方における、いわゆる流行しておるノロウイルスの件に関して、全く緊急を要すると痛感したがゆえに、あえて質問をさせていただき次第でありますので、私はこのことは決して医療行政そのものを指摘するということだけではないに、我々議会と、そして管理者はじめ、理事者の皆さん方と一緒に下北の基幹病院であるむつ病院を確固たる確立をしていく意味において必要と感じたがゆえに質問をさせていただき次第でありますので、どうか私の意図するところをお酌み取りいただき、答弁においても誠意あるご答弁をお願いをいたす次第であります。

私の質問項目は、流行しているノロウイルス、いわゆる感染性胃腸炎についてでありまして、4項目について質問の通告をいたしておる次第であります。その1つは、むつ下北地域における発生状況、2つ目には患者、いわゆる外来、入院患者さんの感染状況等、3番目には家族、面会者等々の対応について、4番目は医師、看護師等の感染状況等についてであります。

私は、いま一遍、むつ病院の基本理念を確認をしたいと思っております。むつ病院の基本理念は、信頼される病院になる。基本方針は、1つ、良質な医療の提供に努める、2つ、満足度の高い医療に努める、3つ、安全・安心な医療に努める、4つ、挨拶と笑顔、心のこもった接遇に努める、5つ、健全な病院経営に努めるであります。この基本理念に沿って、私は現在のむつ下北における医療行政を考えたときに、いろいろと申し上げたいことがございますけれども、今回緊急を要するノロウイルスについてのことに絞って申し上げたいと思います。なぜならば、私のもとに市民、あるいは患者さん、あるいは家族からのいろんな苦情と申しますか、陳情と申しますか、私にいわゆる請願をされておる方々がございます。3点ほど申し上げます。

その1つは、むつ市出身で東京で働いておる方が病気になった。東京でも医療にかかることはできるけれども、ふるさとに帰ってむつ病院で治療を受けたい。ところが、お医者さんの関係か、ノロウイルスの関係か、入院をすることができず、青森の病院に入院している方がございます。これが1つ。

もう一つ。患者さんがおいでになります。そして、お見舞い、家族は、完全看護ですから付き添いは要らないけれども、家族として自分の身内の患者さんを見舞いたい。ところが、家族が1人しか病室に入れられない。しかも、5分間。あとの方は、マスクや手洗いも必要でしょうけれども、病室に入れなくて帰らなければならない状況が存在しております。まことに悲しいことです。

もう一つ。はっきり申し上げまして、質問項目にもありますが、お医者さんも人間でありますから、私はこれは責めるつもりはありませんが、お医者さん自体がこのノロウイルスにかかって、そして治療をすることができない状況が生じておるということでもあります。私は、このことを考えれば、いわゆるこの理念にある、あるいは基本方針にある良質な医療の提供ということからすれば、たとえ流行のノロウイルスといえども万全の医師体制、いわゆる医師が不足だ、院長、佐藤先生も苦勞されておると思う。看護師さん、7対1から10対1になった。こういう状況で、もしたとえ流行がはやっておるノロウイルスであったとしても医療に支障を来すような状況であっては基幹病院であるむつ病院の本質が失われるのではなかろうかと心配しておる一人であります。

そういう意味から、次の4点ほど、ひとつ管理者にご答弁を願いたいと思っております。先ほど申し上げましたから、時間の関係上、詳しくは申し上げません。通告しておる順序、あるいは逆の形で結構でありますから、管理者のご所見を賜

りたいと思います。

以上で壇上からの質問といたします。よろしくお願ひします。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） 川下議員のご質問にお答えいたします。

流行しているノロウイルス、感染性胃腸炎についてのご質問の1点目でありますむつ下北地域における発生状況はについてお答えいたします。感染症の発生動向調査は、各保健所の所管区域で行われており、むつ市、下北郡はむつ保健所で発生動向を調査しております。むつ保健所管内には、定点医療機関が6カ所あり、そのうち感染性胃腸炎は4カ所の小児科定点医療機関から報告があるものです。それによりますと、12月10日から12月16日までの1週間の発生状況は86人となっております。

次に、ご質問の2点目、通告に従いまして、答弁をさせていただきます。患者（外来、入院）の感染状況はについてお答えいたします。むつ総合病院では、11月22日に患者が発生し、その後12月20日までに入院患者の感染者数は延べ47人で外来患者の感染者数は延べ79人でございました。また、12月20日現在の入院患者の感染者数は1人となっております。

次に、ご質問の3点目、家族、面会者等への対応はについてお答えいたします。11月22日に発生以来、感染者の発生が1人から3人ぐらいで推移したことから、患者さんのうち特に年配の方、年少の方、抵抗力の弱っている方など、感染すると重症化する可能性が高いことから、安全を第一に考え、面会制限をさせていただくことといたしました。面会者には、院内でノロウイルスが発生していることをお伝えし、できれば面会をご遠慮していただきたい旨をお話ししておりますが、面会

したいとの申し出の方にはご自身への感染を防ぐためにもマスクの着用と手の消毒をしていただき、面会時間も5分程度にさせていただきようお願いしております。

また、家族が複数でお見舞いに来られた場合は、感染のリスクを減らすため、お一人だけにさせていただけないか協力をお願いしているところであります。このことは、むつ総合病院のホームページでも協力をお願いしているところであります。

次に、ご質問の4点目、医師、看護師等の感染状況はについてお答えいたします。12月20日までに感染した医師は延べ2人、看護師は延べ5人、医療技術者、事務職員で5人の計12人となっております。当院では、感染拡大防止対策として、先ほども申し上げましたが、面会制限のほかさまさまな対策を講じておりました。その1つは、抵抗力の弱っている方への感染を防ぎ、重症化を避けるための措置として、緊急入院以外の入院制限をしましたし、不急の手術も延期しておりました。このことにより、患者さんへご不便をおかけすることとなりましたが、安全な医療を提供するためのやむを得ない対応と考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（鎌田ちよ子） 1番川下八十美議員。

○1番（川下八十美） 実は、昨日私は緊急質問を通告してから私の友人であります青森市議会議員の前の議長さんであります渋谷勲議員のお父さんのお通夜がございまして、そのまま青森に出かけ、夕べ3時間半かけて凍る道路を青森から来まして、12時半にうちに着いたのでありますが、そのことで私自身も原稿を整理する暇がなく、ただ先ほど1時5分にむつ保健所に行ってまいりました。むつ保健所からいただいた資料の中に、今管理者がご答弁になったように、確かにむつ市のむつ病院、はっきり申し上げますが、菊池医院、ちば小児科さんですか、どんぐりさん、この4医院

の統計で今管理者が答弁したことになっているわけですが、この4医院の統計でも、いわゆる青森や弘前、八戸、五所川原、上十三、むつとあるのですが、圧倒的にむつ保健所管内の患者さんが多い。しかも、ご承知のとおり、むつ保健所管内の青森県の発表では、注意報どころか警報を出されておることはご承知だと思うのです。これは、11月の26日から12月の2日までの統計でありますけれども、むつ下北地方が警報を出される、これは圧倒的に多い。これは、管理者に聞くのはやばかと思うのですが、院長先生もおいでになりますから、どうしてこう他地区に比べてむつ下北地方が多いと考えられますか。考えられるだけでも結構です。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） なぜ患者数が多いのかというふうなことでございますけれども、このウイルスは食品の中では増殖はできず、人間の腸管の中だけで増殖すると、そういうふうなウイルスなのだそうございまして、この部分においては治療法としてはなかなか治療薬やワクチンはなく、整腸剤や胃液で症状を和らげるしかないというふうな病気だそうございまして、感染症だそうございまして、感染の有無も簡単に判断する技術がないため、症状が出ない限り、感染者を特定することが難しいのが実情であるというふうな考えられています。そういうふうなところで、なぜむつ下北地区だけが多いのかというふうなことはなかなかこれも原因がわかれば、それぞれの対応ができると思いますけれども、これは素人の考えでございまして、そういうふうなこともドクターのほうからも聞いておるところでございまして。

警報につきましては、それなりに警報というふうな形では通知はしておりませんが、患者数がふえた段階で、もうむつ病院の玄関、そしてまたむつ市役所のほうもそうですけれども、その

状況を踏まえましてアルコール消毒液を置いたり、特にむつ病院の場合は入院制限もしたり、感染を防ぐための措置は緊急な措置としてとっておるところでございます。

○議長（鎌田ちよ子） 1 番川下八十美議員。

○1 番（川下八十美） 発生人数が多いということに対しては、院長先生をはじめ、それなりに対処していただきたいと思っておるところであります。

そこで、私は入院、外来棟、あるいは通院のところにも来るのでありますが、あそこで消毒ですか、手洗いの形を乾式消毒用エタノールで今やっていると思うのですけれども、これだけでやっているのですか。別な消毒液を使っておるのですか。そこをちょっと専門的で恐縮ですが。

○議長（鎌田ちよ子） 事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） アルコールといいますが、塩素系の消毒液を使っているという状況でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 1 番川下八十美議員。

○1 番（川下八十美） 私もこれは専門ではないから、あれなのですが、この消毒液と、エタノール、現在使っているあれは、これは今のノロウイルスに、はっきり言えば効かないと言われているのです。私も知人の薬剤師さんからちょっと知恵を拝借してきました。と言えば、管理者もすぐ誰だかということがわかるでしょうけれども、その方に対するご指導はポンプアップ式の速乾性消毒エタノール、いわゆる亜鉛を混合した消毒液、これは名前を言うと薬の宣伝になるので、言えませんが、あるいは会社の名前も言いませんけれども、このノロウイルスは亜鉛を混合した消毒液が殺菌能力が非常に強い。やっぱりこれを使用しなければ、私はだめだと思うのです。この辺の感覚、どうですか。

○議長（鎌田ちよ子） 事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 今確認しましたけれども、ハイポという薬らしいのですけれども、その消毒液を使っているという状況です。アルコール性のものは、今使われていないという状況にあります。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 1 番川下八十美議員。

○1 番（川下八十美） 管理者、これは、私は提案します。この亜鉛を配合された、いわゆる消毒液を使うことによって、今のノロウイルスには効果がある。ですから、管理者、私はむつ病院だけではなく、管理者はむつ市長も兼ねておられますし、副管理者等々も各町村からおいでになります。学校や、あるいは諸施設に宮下管理者、宮下市長話をして、そして今言う教育関係機関等にもこういう形を示させる、そういう気持ちはございませんか。

○議長（鎌田ちよ子） むつ総合病院長。

○むつ総合病院長（佐藤重美） 現在ノロにはアルコールが効きませんので、ノロ専用の薬、ちょっと商品名忘れてしまって、済みません、それを全部使っております。だから、ご指摘のものでいいと思いますけれども、アルコールは効かないということだけを知っていただければいいと思います。においかげばわかると思いますけれども、塩素系のおいしますので、アルコールではありません。今むつ病院使っているのは、そういうものではありません。ノロ専用の消毒薬です。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） ご説明がありましたとおり、医学的見地に基づいた、知見に基づいた形でアルコールではなくて、そのノロに対応できる殺菌できる消毒液を使っているというようなこととございます。そのことにつきまして、ほかの機関、むつ市長にもその部分の知見はお伝えをさせていただきたいと、このように思います。

○議長（鎌田ちよ子） 川下議員に申し上げます。

意見をまとめていただくように……

○1番（川下八十美） 議事進行には協力しますが、もう一つ大事なことがあるのです。今言ったように、患者さんのお見舞い等々、私はもう少し周知徹底をさせなければ、患者さんはむつ市内だけではないのです。風間浦さん、あるいは大間病院がありますけれども、大間、佐井さんからも入院されている方々がおいでになる。そういう方々の家族が来て、病室に入れなくて帰らなければならないような状況が続けば、全く気の毒だ。

そこで、ここのあれをどういう形で周知徹底をしているか。私は、ここのところの努力が足りないと思っています。時間がありませんから、あえて言います。管理者、むつ市には、アジュール放送がございます。そして、防災無線がございます。防災無線入ったと思ったら、これはまた老人の方が行方不明になったのか。ところが、関根に熊が出た、城ヶ沢に熊が出た、気をつけてください。これが悪いとは言いません。こういう形をやっばり使用して、市民、郡民に今のような状況を周知させる。注意を喚起させる。こういう方法を、さっき言ったように、管理者から、防災無線を使うのは健康推進課等でしょうから、それをさせる気持ちはありませんか。裏腹ですから。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 防災無線を使つての告知というふうなことは、なかなかこれは厳しいものがあるのではないかと。

ただ、先ほどお話をいたしましたように、ホームページ等々ではお伝えをしておりますので、ノロウイルス発生しているというふうな部分でさまざまな注意等も告知をしております。お見舞いの方々のことだと思うのですけれども、この部分については構成の町村もあります。これから市政だより、また広報体制の中にこういうふうな形で患

者さんのお見舞いの制限、これらについての告知ができるか検討はしていきたいと、このように思います。

○議長（鎌田ちよ子） 1番川下八十美議員。

○1番（川下八十美） 管理者、これは、私は言いたくないですけれども、私たちはむつ病院だけではないのです。今言ったように、大間さん、そしてむつリハビリテーション病院、これは医師会の指定管理者になっておりますが、私の女房も今リハビリテーション病院のお世話になっておる。私が議長のとときにリハビリテーション病院の前身である大湊国立病院存続でむつ市議会として陳情をした。今再び自民党政権になりましたけれども、当時は自民党政権、そのときには国病廃止だったので。だけれども、我々むつ市議会が一丸となって国病存続、今のリハビリテーション病院の形になりましたけれども、基幹病院のむつ病院を中心に、医療行政をしっかりしなければならない。

そこで、最後のお医者さんの感染、看護師さんの感染、こういう形は極力、それを防ぐということとはなかなか無理でしょうけれども、患者さんに迷惑かけないような、さっき言ったようなことにならないように、ひとつ管理者を中心に、佐藤院長先生、院内において万全の医療体制をとっていただくことを1つ要望をして、私の緊急質問を終わります。議長、ご配慮ありがとうございました。

○議長（鎌田ちよ子） これで川下八十美議員の緊急質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（鎌田ちよ子） これで、本臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第22回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時43分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 鎌 田 ち よ 子

一部事務組合下北医療センター議会議員 大 瀧 次 男

一部事務組合下北医療センター議会議員 宮 川 尚